

熊本市母子家庭等就業・自立支援センター
「親子交流（面会交流）支援事業」を利用するお父さん、お母さんへのご案内

母子家庭等就業・自立支援センターの面会交流支援事業は、父母だけでは親子交流（面会交流）を始めると不安や困難がある場合に熊本市が支援するものです。ルールに則り、決められた支援内容に沿って行います。

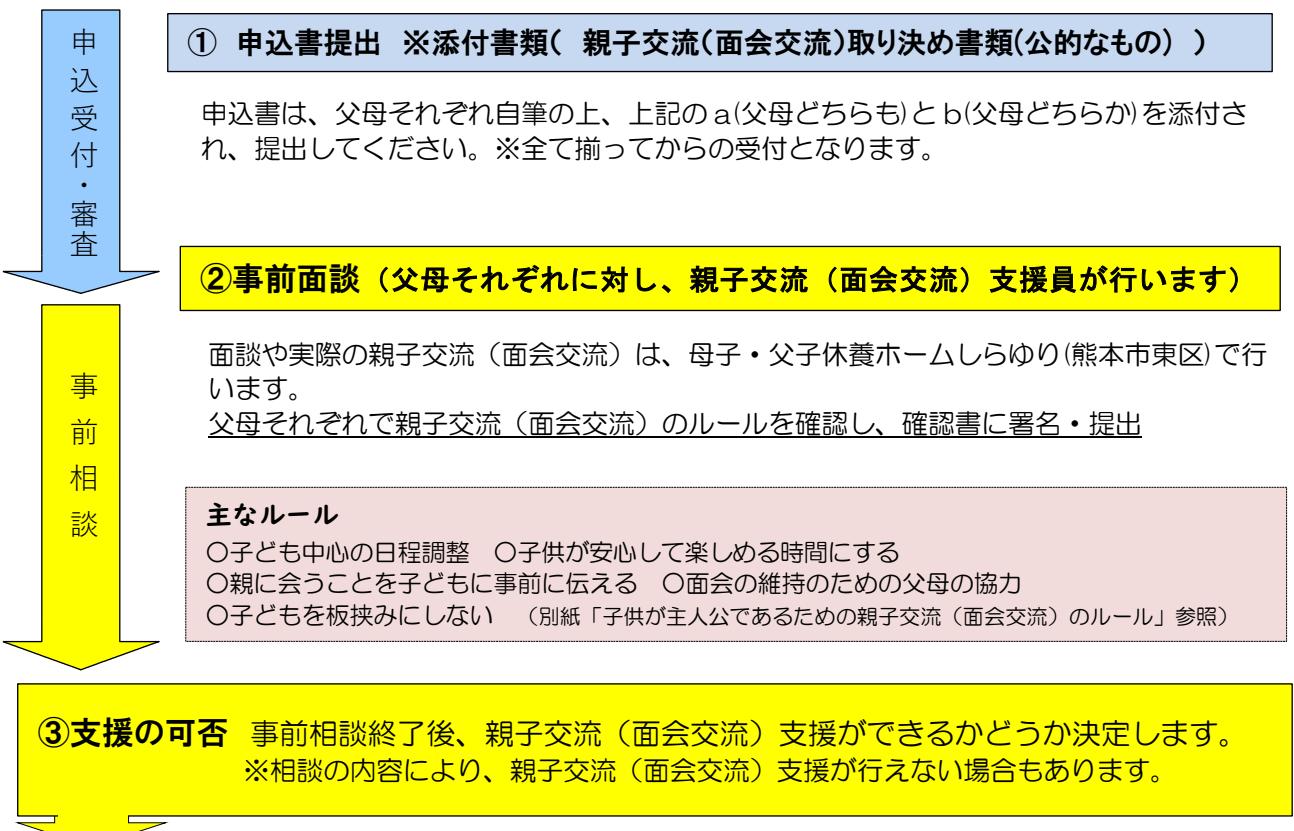
支援の流れと支援内容（下記）を必ず父母双方で確認、合意の上、お申込みください。

父母間で「熊本市の親子交流（面会交流）支援を受け、面会を行う」との合意

支援対象者

- 概ね15歳未満の子との親子交流（面会交流）を希望する別居親又は子どもと別居親との親子交流（面会交流）を希望する同居親。
- 同居親、別居親のいずれか一方が熊本市内に住所を有すること。
- 親子交流（面会交流）の取り決めを公的機関（裁判所、公正役場）で行っている者で、且つ、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- 子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと。
- 過去に本事業を利用していないこと。

支援の流れ



親子交流（面会交流）支援決定

